令和７年（行ツ）第１７６号

令和７年（行ヒ）第１８３号

決　　定

福岡市博多区博多駅前１丁目５番１号

上告人兼申立人　　一般社団法人グリーンコープでんき

同代表者代表理事　　日高容子

同訴訟代理人弁護士　　小島延夫

北古賀康博

篠木潔

馬場勝

福島健史

被上告人兼相手方　　国

同代表者法務大臣　　山下貴司

同指定代理人　　野嶋晃

上記当事者間の福岡高等裁判所令和５年（行コ）第３０号託送料金認可取消請求事件について、同裁判所が令和７年２月２６日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理　　由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

よって、上告受理申立てについて、本件申立ての理由によれば本件は民訴法３１８条１項の事件に当たるとの裁判官宮川美津子、同阿多博文の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和８年１１月１９日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　安　浪　亮　介

裁判官　堺　徹

裁判官　宮　川　美　津　子

裁判官　中　村　慎

裁判官　阿　多　博　文

これは正本である。

令和８年１１月１９日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官　梶　谷　吉　秀